

ガストライアルの省略に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

ガストライアルの省略に関する事項

改正理由

IGC コードでは、最初の貨物の積荷及び揚荷中に貨物格納設備全体の性能を主管庁又は主管庁に認定された団体の要件に従い確認することを規定しており、本会は関連する試験要件として、ガストライアル及び貨物満載試験を鋼船規則検査要領 N 編に独自に規定している。

ガストライアルは、クールダウンが必要な低温式貨物格納設備を主対象として、すべての工事が完了した後に、適当量の貨物を用いて貨物格納設備、貨物取扱い機器及び計測装置の性能を確認する試験であり、クールダウンが不要な設計温度が 0℃以上の常温加圧式貨物格納設備に対しては、空気又は窒素等による耐圧試験及び作動試験により設備の性能が確認できるものとして、過去の実績を考慮して当該試験の省略を認めている。

しかしながら、設計温度が 0℃以上の常温加圧式貨物格納設備と同様に、荷役時間短縮等のため、ガスターミナルで低温貯蔵されているブタン等の液化ガスを昇温せずに積載する設計温度-10℃程度の加圧式貨物格納設備であっても、クールダウン及び再液化等の圧力・温度制御装置が必要ないため、ガストライアルの省略に関しても常温加圧式貨物格納設備と同様に取り扱うことができるものと考えられる。

このため、上述の考えに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

クールダウン及び再液化等の圧力・温度制御装置が必要ない貨物タンクについては、設計温度によらず、ガストライアルの省略が可能となるよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N4.20.3